

企画教育委員会記録

- 1 日 時 令和2年9月14日(月)
午前10時03分 開会
午前11時57分 閉会
- 2 場 所 議員全員協議会室
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 藤田誠一 | 副委員長 | 伊藤嘉秀 |
| 委員 | 井谷幸恵 | 委員 | 神野恭多 |
| 委員 | 米谷和之 | 委員 | 黒田真徳 |
| 委員 | 伊藤謙司 | 委員 | 藤田豊治 |
| 委員 | 仙波憲一 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明のため出席した者
- ・ 副市長 寺田 政則
 - ・ 企画部
部長 亀井 利行 総括次長(ICT戦略課長) 山内 嘉樹
次長(財政課長) 木俣 浩毅 総合政策課長 加地 和弘
地方創生推進課長 近藤 淳司
 - ・ 総務部
部長 赤尾 禎司 総括次長(人事課長) 高橋 正弥
次長(税務長・資産税課長) 白石 勝彦 契約課長 堀 尚子
管財課長 原 道樹
 - ・ 市民環境部
次長(清掃センター所長) 松木 伸 環境施設課長 小野 隆典
 - ・ 経済部
産業振興課長 松原 広
 - ・ 建設部
建築住宅課長 神野 宏
 - ・ 教育委員会事務局
教育長 高橋 良光 教育委員会事務局長 加藤 京子
総括次長(文化振興課長) 桑原 一郎 次長(学校教育課長) 井上 毅
次長(教育力向上推進監) 中上 郁夫 次長 矢野 雅士

次長（スポーツ振興課長） 佐 薙 博 幸 図書館長 上 野 壮 行
学校給食課長 安 藤 寛 和

6 委員外議員

片平 恵美 議員 合田 晋一郎 議員 白川 誉 議員

7 議会事務局職員出席者

局長 岡田 公央 次長（議事課長） 飯尾 誠二
議事課副課長 美濃 有紀 議事課係長 神野 瑠美 議事課係長 和田 雄介

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時03分

○ 総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第63号 工事請負契約について

○堀契約課長、松木市民環境部次長（清掃センター所長）：説明

< 質 疑 >

●仙波委員：検査は決まったところが実施するのか。

○松木市民環境部次長：ごみクレーン、ボイラー、アンモニア供給設備、蒸気タービン、熱交換器、灰クレーンなどについて、労働安全衛生法や電気事業法などの法定検査を実施するが、クレーン協会、ボイラー協会などの第三者機関が入る場合もあるし、自主検査の場合もある。

●井谷委員：法定点検整備工事は毎年行われるものか。また、実施時期や期間は。2億130万円の内訳の主なものは何か。

○松木市民環境部次長（清掃センター所長）：毎年行っているが、実施内容は毎年異なる。工事の実施時期は設備ごとに異なるが、約半年間の工期の中でできる時にできる工事を実施する。具体的には稼働しながらの施工となるため、3炉のうち、休んでいる炉について実施するが、共通設備については3炉とも停止する必要がある、ごみ量が少ない2月に設ける約10日間の全炉停止期間中に実施する。補修に関しては、工事発注後の製作に数か月かかるものもあり、全体として工期は半年ほどかかる。主なものとしては、焼却炉内を保護する炉内耐火物の一部更新と2年に1回実施しているボイラーの精密点検の2件で1億円程度となる。その他、ろ過式集塵機のろ布交換やごみクレーンの点検整備等である。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第64号 工事請負契約について

○堀契約課長、神野建築住宅課長：説明

< 質 疑 >

●神野委員：財源内訳は。

○神野建築住宅課長：1号棟が約12億円、2号棟が約16億円、外構解体その他が約3億円で、総事業費約31億円を予定しており、国庫補助金が2分の1、残りが起債である。

●井谷委員：スケジュールについて伺う。今住んでいる方はどうなるのか。

○神野建築住宅課長：既に解体を終えている部分があるが、その方は他の住宅に移転いただいている。移転されている方には1号棟完成後に新しく完成した部分に移転いただく。今現在住んでいる方は1号棟完成後にそちらに移っていただき、今住んでいる所は今後解体していく予定である。

●仙波委員：入札参加者に記載されている特定とは何か。

○堀契約課長：今回の入札は、1者での入札ではなく、共同企業体を結成しての入札を参加資格条件としている。この場合の特定の共同企業体というのは、この工事に限って結成した共同企業体ということで、特定東田団地1号棟新築建設工事という名称を参加者全員につけている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第69号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○白石総務部次長（税務長）：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：新居浜市地域活力向上地域というのはどこか。また、特定業務施設とは何か。

○白石総務部次長（税務長）：地域は、愛媛県の認定地域再生計画愛媛地方活力向上等認定業務施設整備促進プロジェクトに定められている本市の地方活力向上地域で、企業が立地しているような地域がほとんど認定されており、大江町、港町、王子町、西原、中須賀、新田、惣開、多喜浜、黒島、阿島などが認定地域となっている。特定業務施設とは、愛媛県地方活力向上等認定業務施設整備促進プロジェクトに定められている本社機能の新增設や賃貸借、用途変更による整備を行う内容となっており、本社機能において5人以上従業員数が増加することや、円滑かつ確実に実施されると認められることという条件がついた業務を行う事務所や研究所などです。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第74号 財産の取得について

○堀契約課長、井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：説明

< 質 疑 >

●神野委員：プロポーザル参加企業は何社か。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：小中学校タブレット端末等整備業務への応募は3社あった。

●神野委員：その中で一番優れているからということでソフトバンクを採用されたようだが、どういった点が優れていたのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：選定にあたっては庁内の職員も含め、小中学校校長の代表にも入っていただき、それぞれの項目別に点数をつけていただいた。特徴的なところとしては、教職員に対する研修にかなり重点を置かれており、後の保険等のサポート面についても加味されているところがあるかと思う。

●神野委員：付属品にこれだけの額をかけるのかと思っていたが、研修費等も含まれるのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：タブレット本体も含めて公募型プロポーザルを実施し、その後、物品について地方創生臨時交付金が活用できるという情報を得たため、プロポーザルの結果のソフトバンクの物品について、一般財源でリース対応しようとしていたところを、臨時交付金で対応することにより取得しようとするものであり、この金額については、ケース、タッチペン、充電器等の費用のみである。

●神野委員：元々の本体のタブレットをプロポーザルで選定し、その企業と随意契約をしたということか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：そのとおりである。

●神野委員：何セット購入予定か。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：アイパッド用予備充電器3,076個、アイパッド用ケース6,650個、アイパッド用キーボード2,548台、アイパッド用タッチペン6,650本、クロームブック用予備充電器3,039個を購入予定である。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第75号 工事請負契約について

○堀契約課長、小野環境施設課長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：主な内訳と金額は。

○小野環境施設課長：設計金額は約4億2,000万円であり、その内被覆防食の直接工事が約2億円、電気防食が約6,000万円で、その割合での請負金額となっている。

●神野委員：入札金額との差が大きいが、予定価格はいくらだったか。

○堀契約課長：予定価格は税込み4億2,421万6,100円であった。

●神野委員：低入札ということか。

○堀契約課長：今回は設計金額が5,000万円以上であるため、低入札調査の対象案件であり、お見込みのとおり落札率が70.84%ということで、低入札での入札になった。

●藤田豊治委員：今回20年の延命が可能ということだが、そこからさらに延命するため

には20年後にこの程度の金額を入れることによりまた延命が可能ということか。

○小野環境施設課長：20年というのは電気防食の耐用年数を示しており、被覆防食はもう少し耐用年数が高い。電気防食の耐用年数が切れる20年後の時点でもう一度どの程度防食が必要なのか調査を実施し、ある程度の金額はかけなければならないと思うが、延命を実施したいと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時44分／再開 午前10時47分

○予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第72号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○木俵企画部次長（財政課長）：説明

< 質 疑 > な し

◇議案第76号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

○木俵企画部次長（財政課長）、高橋総務部総括次長：説明

< 質 疑 >

●神野委員：Uターン促進事業費について。住宅取得については以前も市外からの移住者に対して補助を実施していたが、補助があるから移住したという方が極端に少なかったため一度止めたというイメージを持っている。今回また進められるにあたってどのように広報し、どのような方をターゲットとして進められる予定か。

○近藤地方創生推進課長：以前は市外からの方も含めて補助していたが、今回は県外から新居浜市への移住者にターゲットを絞って補助することとしている。今現在も元々新居浜市の出身で、関東・関西圏におられて、Uターンを希望されている方が5割を超えているという調査結果もあるため、そういう方をターゲットに補助を行う。広報については、同時に上げているプロモーション活動で関東・関西圏のセミナーは新型コロナウイルス感染症の影響により実際に現地には行けないが、マスコミ等で関東・関西圏で新居浜市の紹介番組の作成や、直接フェイスブックや、ツイッターなどSNSに広告を出すことを考えている。

●伊藤謙司委員：見守りシステム検証事業費について。具体的にどのように進められるのか。

○加地総合政策課長：希望する高齢者と、小学校1年生の全生徒を対象に考えている。

●伊藤謙司委員：何かを持たせるのか。

○加地総合政策課長：高齢者にはGPS、小学生にはタグを持たせる予定である。タグを検知するための基地局を学校周辺に設置し、近くを通ったタグを感知するようなシステムを考えている。

●米谷委員：移住者支援住環境整備事業について。新居浜、もしくはこの近辺に移住したいというニーズの把握はどのようにされているか。2,200万円を投じることにより、

最終的にどのくらいの移住者を見込んでいるのか。

○近藤地方創生推進課長：ニーズの把握は、地方創生推進課に設置している移住相談窓口への相談件数が年々増えており、今年度も電話やメールを含めて既に40件の相談がある。また現在の新型コロナウイルス感染症関係のあらゆる調査において、田舎に帰りた、どこでも仕事できる環境が整えば移住したいという方が増えてきている。それらに基づき、今の状況を逃さないように色々な支援をしていきたいと考えている。目標としては、第2次新居浜市総合戦略での移住者数の目標は100人としているが、今現在で既に60人の方が移住されているため、今年度の目標は150人としている。

●米谷委員：150人というのは今回の補正後目標を変更した結果か。

○近藤地方創生推進課長：この補正を出すにあたり、今現在半年の状況も含めての150人。当初から150人と考えていたのではなく、この補正を出すにあたり150人を指すものとした。

休憩 午前11時04分 / 再開 午前11時11分

◇議案第72号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○桑原教育委員会事務局総括次長：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：学校給食センター建設推進費について。2,310万円で要求水準書や審査基準書などの書類作成業務等を行うということだが、積算根拠は。既に委託会社は決定していると思うが、その会社はどのような会社で実績はどうなっているのか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：今回の発注支援業務については、予算議決後にプロポーザルにより公募するため現時点では委託業者は決定していない。2,310万円の内訳については、予算を組むにあたり参考の見積もりを取った上で積算を行い、予算を計上したものである。

●井谷委員：2,310万円の主な内訳は。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：金額の明細については今回の議決後にプロポーザルの業者が内訳を設定するが、実際にどのような業務を行うか具体的に申し上げると、事業実施に当たっての前提条件の整理として本事業用地に係る調査や概算費用の算出、民間事業者の募集に係る支援として募集要項の作成、要求水準書の作成、審査基準の作成、契約書の作成等を支援いただく。選定手続き及び提案評価に係る支援として、審査委員会の設置及び運営支援、提案書の整理及び審査補助資料の作成、審査講評の作成、最終的には建設にあたる業者との契約締結に向けて契約書の内容調整等についての支援をいただく予定としている。

●仙波委員：デザインビルドと一般競争入札の違いは。

○安藤学校給食課長：通常一般競争入札で設計業者をまず決定し、その後施工業者を決定するが、今回はデザインビルド方式でそれらを一体化して行うことになる。決定方法としてはプロポーザル方式による公募を行って決定する。

○井谷委員：アドバイザリーを行う会社は例えばどのような会社があるのか何社か教え

ていただきたい。

●井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：具体的な業者については、過去10年の間に他自治体において学校給食センター整備事業の発注支援業務の受託実績がある大手コンサルタントである。公募前であるため具体的な業者名については控えさせていただきたい。

○米谷委員：2,300万円という金額は類似都市と比較して高いのか、安いのか。比較データはあるのか。

●安藤学校給食課長：他市で実際に発注支援業務により学校給食センターの建設を行ったところについて、ある程度資料等取り寄せて確認をしているが、他市と比較し、概ね妥当な金額であると判断している。

○米谷委員：比較したのは何市か。

●安藤学校給食課長：4市と比較した。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第76号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

○桑原教育委員会事務局総括次長：説明

< 質 疑 >

●神野委員：小中学校感染症対策整備事業費について。カメラ型サーモグラフィが全ての学校に配置されるようだが、どういったものか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：全小中学校に導入するもので、カメラとパソコン、モニター画面が基本的に備わっているものを現在予定している。

●神野委員：運動後や登校後など動いた直後であれば体温が上昇しているのではないか。実用性については検証されたか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：基本的に児童生徒については家庭で毎朝検温等体温チェックをしている。今回の想定としては、例えば体育館などで行事を実施する際に一般の方が入ってくる場合などにそのセンサーを設置し、チェックに使っていただくなど最終的には各学校の判断で対応いただきたいと考えている。

●神野委員：子供にもっと直接関係あることに使用いただいているのかと思ったが、その他の点を見ると子供たちのためにつながっているものもある中で、昨年から冬場にエアコンを使用し始めて、どの学校も乾燥が大変でいろいろ対策を取ったという話は伺っているが、今回この新型コロナウイルス感染症に加えて、インフルエンザが流行する時期にエアコンを使用することについて乾燥も含めてだが加湿や殺菌効果のある加湿器、空気清浄機が一緒になっているものの導入についてこの整備事業の中では話は上がらなかったか。

○井上教育委員会事務局次長（学校教育課長）：7月29日の専決補正予算の中で、各小中学校で必要とするものについて整備をするということで、この中で感染症対策等もあるため、空気清浄機や加湿器等の整備をしている。その前の専決においても必要な物品等については、学校現場の声を聞き整備している。

- 伊藤謙司委員：オンラインあかがねマラソン大会開催事業費について。内容は。
 - 佐藤教育委員会事務局次長（スポーツ振興課長）：あかがねマラソンを申し込みする時にランネットというところからエントリーをしていくが、これまでと同じようにランネットを通じてエントリーをして、期間を設定し、その期間以内にあかがねマラソンと同じ距離を走っていただく。1日で走りきるのではなく、何日かに分けて走り切ってもよく、まず距離を完走していただくというような形のマラソンで、完走証を出すことを予定している。
 - 井谷委員：もう少しイメージが湧くように説明をお願いします。
 - 佐藤教育委員会事務局次長（スポーツ振興課長）：スマートフォンの無料アプリをダウンロードいただき、そこへアクセスして走っていただく。走る際に、スマートフォンを携帯するかスマートフォンと連動しているスマートウォッチ等を装着して距離を稼いでいただく。あかがねマラソンであれば高低差があるコースだが、オンラインの場合は平たい場所でも、1日に20キロメートルを走ろうと、1日4キロメートルを5日に分けて20キロメートル走っても構わず、要は20キロメートルという距離を走っていただけたら完走証を出すというものである。
 - 井谷委員：自分一人でもいいのか。
 - 佐藤教育委員会事務局次長（スポーツ振興課長）：そのとおりである。
 - 井谷委員：学校臨時休業対策費について。給食が無かったときの補助金672万円であるが、内訳は。
 - 安藤学校給食課長：この事業の補助金についてはパン等の加工業者を対象としており、パンの加工業者、米飯の炊飯業者、牛乳の加工業者、この3業種の加工に伴う費用を補助しようとするものである。パン加工191万9,657円、米飯炊飯106万5,338円、牛乳加工品373万4,733円を予定している。
 - 井谷委：給食がなかった間の例えば牛乳であれば全て保障するということか。
 - 安藤学校給食課長：加工賃相当額であるので、牛乳代金全てを出すというわけではない。牛乳代金が現在約50円であるが、それを全額補助するというのではなく、生乳代等を差し引いて、加工にかかる費用を助成するというものである。
 - 井谷委員：牛乳であればいくらくらいになるのか。
 - 安藤学校給食課長：牛乳であると1本あたり約20円の補助となる。
- < 討 論 > な し
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時39分／再開 午前11時39分

◎ 請願 ・ 陳情関係

- ◇請願第 3号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出方について

< 意 見 ・ 討 論 >

●伊藤嘉秀委員：今年5月に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、分散登校を行った際に、授業の学習進行がスムーズではなかったとの意見を聞いている。現在新居浜市周辺の感染レベルがレベル1であることから考慮しても、たちまち20人学級に移行する必要性はないと考える。また、通常学級を20人学級に移行とした場合、現在の新居浜市の児童・生徒数を計算し、現在の通常学級の小学校211学級が344学級へ133学級の増加、中学校95学級が168学級へ733学級増加される必要があり、法律と愛媛県条例に照らし合わせると、教職員数を小学校で150人程度、中学校においても150人程度増員する必要があると試算できる。さらには教室数を確保するために校舎建設が必要な学校もある。こうした数字を見ても急激な20人学級への移行は現実的ではなく、様々な問題が生じ、新たな課題を生み出すことにつながる。よって請願第3号を不採択としていただくようお願いする。

●井谷委員：急激にとは言っていない。新日本婦人の会からの請願第3号、国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める請願の採択をお願いする。コロナ禍を経験して、感染拡大防止、3密を避けるためにも、また、一人一人に行き届いた学びのためにも少人数学級にする必要があると多くの国民が認識した。そのためにも教員の大幅な増員が必要である。各自治体でも、愛媛県でも独自に少人数学級を実施しているところもあるが、やはり国の責任で進めないと自治体間格差や教育の機会均等の観点からも問題である。次にOECDの2017年の調査によると、教育費の対GDP費は、日本は38か国中37位の2.9%、平均は4.1%、1位のノルウェーは6.4%である。教育にもっともお金をかけなければならない。文科大臣が少人数学級について言及しているし、教育者たちからの呼びかけで署名が全国展開をしているところである。地方からも少人数学級の要望を大きく上げることが今こそ重要であると考えため採択をお願いする。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

◇請願第 4号 学校給食の自校方式と学校農園による食育について

< 意 見 ・ 討 論 >

●黒田委員：児童生徒が自ら作物を育て、安全で安心な食生活を学習することは、自然のありがたさについて学ぶことや生物に対する感謝の念を育てる面においても、大変意義のあることではないかと考える。しかしながら、作物の育成管理にはある程度の時間と労力が必要と考えられ、授業の合間に給食に供するだけの収穫を挙げる時間を確保するのは難しいと考える。さらには学校給食施設の整備方針については、様々な議論を経た上で、平成30年に策定された新居浜市学校給食施設整備基本計画の中で、センター化が決定されており、自校式給食を続けることにはならない状況にあるため、請願第4号については採択すべきではないと考える。

●井谷委員：田の上で有機農法を実行している妹尾進さんからの請願第4号、学校給食

の自校方式と学校農園による食育を求める請願の採択をお願いする。自分たちで丁寧に育てた野菜をみんなと味わう、この体験は何にも代えがたい体験で素晴らしい食育となる。収穫したものを調理できるのは自校給食であること、センターでは無理である。次に、コロナ禍で消毒やトイレ掃除などますます忙しい先生たちの仕事を増やさないようにコミュニティスクール、地域の人たちの支援を得てできればと思う。採択をお願いする。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

◇請願第 5号 学校給食センターの提供食数と施設数について

< 意 見 ・ 討 論 >

●伊藤謙司委員：施設数を10か所程度に分散させること、ということであるが、新たに用地選定となると建設に期間が大分必要になり基本設計の令和5年の供用開始が大幅に遅れるということが予想される。それともう一つ、10か所に及ぶ用地の取得がスムーズに行えるかどうか。そして施設数が増えれば増えるほど食中毒の発生率は高くなるのではないかと懸念する。新センターにおいても学校給食の衛生管理基準に基づいた徹底した安全衛生管理をされるということであるので、この請願第5号については採択すべきではないと考える。

●井谷委員：協立病院給食を考える会の小原妙子さんからの請願第5号学校給食センターの提供食数と施設数に関する請願の採択をお願いする。埼玉県八潮市での食中毒を取り上げている。3,453人が食中毒になったこと、給食対象者数が6,922人で新居浜の7,100食とほぼ同数であることから、食中毒が発生した時の病院の混乱を考えれば1か所7,100食は避けるべき、1,000食程度で10か所くらいに分散できればもし何かがあっても給食の継続が図られ、医療の混乱が避けられるという医療の現場からならでの提案だと思うため採択をお願いする。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

◇請願第 6号 新居浜市学校給食の自校方式検討について

◇請願第 7号 学校給食7,100食のセンターを中止し、今の自校方式を守ることに
ついて

◇請願第 8号 市学校給食の自校方式を堅持することについて

◇請願第 9号 給食センター大型化に反対し、自校方式を守ることに
ついて

◇陳情第 1号 新居浜市学校給食施設整備基本計画の中止について

< 意見・討論 >

●神野委員：この5件については自校方式について述べられているが、新居浜市学校給食施設の整備方針については、既に平成30年に策定した当初の基本計画の中でセンター化を決定されている。今回は、様々な要因で計画の見直しを行ったようだが、この見直しについてもパブリックコメントを実施し、教育員会においても変更計画が決定されている。また、今回の変更計画においても当初の基本計画で定められた10項目の基本方針は堅持されており、7,100食となる施設整備の安全衛生管理についても、学校給食衛生管理基準などに基づいて徹底した安全衛生対策を行うという考え方について説明を受けているところである。市議会としても、現在の学校給食施設に求められているのは、子供たちに安全で安心、そしておいしい給食を安定的かつ継続的に提供できるかということであり、各小学校の調理施設の老朽化等に対応するためにも、市が策定した計画のとおりセンター化を早急に進めることが最善の方法であると考え、これらの請願、陳情については採択すべきでないとする。

●井谷委員：1点ずつ述べる。新居浜母親大会実行委員会実行委員長高橋富美子さんからの請願第6号新居浜市学校給食自校方式検討の請願の採択をお願いする。去年60周年を迎えた新居浜母親大会、毎回大会で出された要望事項で市と懇談会を持っており、2014年から毎年自校給食を継続いただきたいと要望している。原点に戻って、自校方式の給食を検討してほしいとしている。理由としてリスクの大きさ、栄養士たちが見守ってくれる環境、配送時間など4点を挙げている。続いて、元市議高須賀順子さんからの請願第7号学校給食7,100食のセンターを中止し今の自校方式を守ることを求める請願の採択をお願いする。高須賀さんは学校給食検討委員会設立初期から関わってきており、現場の願いとは違う答申が出されたこと、また現場、市民無視の決め方に納得していない。子供にとって自校方式に勝るものはないと確信している。市長は7,100食のセンターでおいしい給食のために努力すると言ったが、加工食品、カット野菜、冷凍食品が増え、手作りのメニューが減るのを心配している。アレルギーの件や、食中毒、異物混入、災害のリスクなどもあるためぜひ採択をお願いする。次に、泉川診療所学校給食を守る会代表篠崎紀美代さんより出されたが請願第8号市学校給食の自校方式を堅持することを求める請願の採択をお願いする。小学校を卒業した2人の子供を持つ親の立場から書かれている。自校給食の時間を夢のような大事な時間だと述べている。また、食や人への感謝の気持ちや暖かい心と体が育まれる、これは自校方式でこそなし得る。自校方式の食の教育は情操教育そのものであると述べている。祖母の世代も含めて大方の市民が自校方式の堅持を望んでいるためぜひ採択をお願いする。次に、角野新田町落合操さんからの請願第9号給食センター大型化に反対し、自校方式を守ることを求める請願の採択をお願いする。この方は長年保育園の園長を務めた方で、食育の大切さを熟知している。園舎新しく建て替えの時、給食室を真ん中に配置したと言う。おいしい匂いが子供の成長にとってとても大切であることを見抜いていた人である。調理してくれる人の姿が見

えることも大事、給食はとてつもなく大事、自校給食をなくしてはいけないという強い思いが伝わるため採択をお願いします。最後に、子どもの権利条約を守る新居浜市民の会野村道子さんからの陳情第1号新居浜市学校給食施設整備基本計画中止を求める陳情書の採択をお願いします。子どもの権利条約、児童憲章、教育基本法の本質、学校給食法の本質にも反するとして児童の最善の利益、自校方式を大事にするよう陳情されている。児童憲章について述べると1951年5月1日に制定、全ての児童の幸福を図るため定められたもので児童は人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、良い環境の中で育てられると謳われている。子どもの権利条約は1994年日本で発行されたが、第3条に児童の最善の利益が主として考慮されるものとある。児童の最善の利益から出発するのではなく、コストの比較を行い、経済、財政を主とした計画となっている。それではいけないと陳情されているため採択をお願いします。

< 採 決 > 賛成少数 不採択

○ 閉 会 午前 11時57分 閉会

企画教育委員会付託案件表

令和2年9月14日

○総務部関係（総務部その他関係者）

- 議案第63号 工事請負契約について
- 議案第64号 工事請負契約について
- 議案第69号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 財産の取得について
- 議案第75号 工事請負契約について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第72号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	2・12~16
歳出	第2款 総務費	
	第1項 総務管理費	
	5目 企画費	3・17
	第10款 教育費	3・23 (※)
第2表	繰越明許費	4 (※)
第3表	債務負担行為補正 追加	5
第4表	地方債補正 変更	6

議案第76号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

第1表	歳入歳出予算補正中	
歳入	全部	2・8
歳出	第2款 総務費	
	第1項 総務管理費	3・9
	第10款 教育費	3・4・18~21 (※)

(※) 教育委員会事務局分

○ 請願・陳情関係

- 請願第 3号 国の責任による20人学級を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出方について
- 請願第 4号 学校給食の自校方式と学校農園による食育について
- 請願第 5号 学校給食センターの提供食数と施設数について
- 請願第 6号 新居浜市学校給食の自校方式検討について
- 請願第 7号 学校給食7, 100食のセンターを中止し、今の自校方式を守ることに
ついて
- 請願第 8号 市学校給食の自校方式を堅持することについて
- 請願第 9号 給食センター大型化に反対し、自校方式を守ることに
ついて
- 陳情第 1号 新居浜市学校給食施設整備基本計画の中止について